

○厚生労働省告示第三十一号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十七条の十二第一項の規定に基づき、平成三十年十二月七日付けをもって美容業に関する標準営業約款（昭和五十九年厚生省告示第百八十号）の一部を次の表のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十一年二月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

改 正 後	改 正 前
<p>(役務の内容の表示の適正化に関する事項)</p> <p>第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。</p> <p>(1) <u>施術内容及び料金の表示に関する事項</u></p> <p>① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供する施術内容及び料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示するものとする。</p> <p>② 営業者は、店頭販売品（店販品）について全てその価格を表示するものとする。</p> <p>(2) <u>美容師の表示に関する事項</u></p> <p>① 営業者は、利用者の希望に対応するため、<u>施術する美容師</u>について以下の事項を表示するものとする。</p> <p>1) <u>必須事項</u></p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 指名料（ある場合に限る。）</p> <p>2) <u>努力義務事項</u></p> <p>ア 美容師の写真</p> <p>イ 当該美容師による仕上り例</p>	<p>(役務の内容の表示の適正化に関する事項)</p> <p>第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。</p> <p>(1) <u>提供する役務の種別</u></p> <p><u>提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。</u></p> <p>ただし、これらの役務の種別を組み合わせ、又は分けて表示しても差し支えないものとする。</p> <p>ア 総合パーマネット・ウェーブ</p> <p>イ シャンプー</p> <p>ウ カット</p> <p>エ セット</p> <p>オ フロー</p> <p>カ ヘア・トリートメント</p> <p>キ スキヤルズ・トリートメント</p> <p>ク ヘア・ダイ</p> <p>ケ マニキュア及びペディキュア</p> <p>ク コ 婚礼着付（和装・洋装）</p> <p>サ フォイシヤル・トリートメント</p> <p>(2) <u>従事者の氏名</u></p> <p>次に掲げる従事者の氏名を、ア及びイについては必ず表示し（アについては該当する者がある場合に限る。）、ウについては該当する者がある場合は表示することができるものとする。</p> <p>ア 管理美容師</p> <p>イ 美容師</p> <p>ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「<u>全国指導センター</u>」という。）が別途定める要件を備えた者</p>

ウ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテ
スト等の入賞歴

② 営業者は、前①の表示を行うとともに施術する美容師につ
いて、名札等によりそれぞれの美容師の氏名が分かるように
配慮するものとする。

(3) 衛生水準の確保に関する事項

営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に行政機
関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講
するとともに、受講した旨を表示するものとする。

(4) 地域社会に対する取り組みに関する事項
営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次
の事項について積極的に取り組みものとし、取り組んでいる事項
について表示するものとする。

ア 店舗のバリアフリー化の推進（段差の解消等）

イ 来店が困難な利用者の送迎

ウ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス

エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得

オ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達
障がい等への対応）

カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き
場の確保等）

キ 外国人対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフ
の配置等）

ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業
体験、こども110番等への協力等）

2 営業者は、前項の事項を遵守するほか全国生活衛生営業指導セ
ンター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める美容
施術処理基準を遵守するものとする。
(削る)

(新設)

(新設)

2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、
全国指導センターが別途定める美容施術処理基準に従うものとす
る。

3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最
高1」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を
用いてはならない。

